

○ 本県における環境行政

1 環境行政機構等の変遷

昭44. 7. 21	衛生部環境衛生課に公害係新設
昭45. 7. 1	衛生部に公害対策室（企画調整係，調査指導係）新設
昭46. 7. 19	公害対策室を公害課（企画調査係，大気保全係，水質保全係）に改組 衛生研究所を公害衛生研究所に改組し，公害研究部（大気課，水質課）を新設 水産商工部観光物産課に自然保護係を新設
昭46. 12. 25	公害課に調査係を新設
昭47. 4. 1	衛生部に環境保全課（自然保護係，環境整備係，鳥獣保護係）を新設 公害課に公害保健係を新設
昭49. 4. 1	衛生部に環境局を設置（公害対策課，公害規制課，環境保全課で構成）
昭50. 7. 21	公害対策課に審査係を新設
昭52. 7. 25	環境保全課を環境整備係，水道係，自然保護第一係，自然保護第二係に改組（狩猟行政は林務部へ移管）
昭56. 7. 1	川内環境監視センターを新設
昭57. 5. 1	公害対策課と環境保全課を環境管理課（企画調整係，審査係，公害保健係，自然保護第一係，自然保護第二係，環境水道係）に改組 公害規制課に計画係を新設 原子力安全対策室を新設 環境センター（管理部，大気部，水質部，放射線部）を新設
昭59. 5. 1	環境管理課の自然保護第一係と自然保護第二係を再編し，自然保護係に改組 環境管理課に環境管理監を配置
昭61. 4. 1	保健環境部（環境局と衛生部との統合・再編）の設置 環境審議監を配置 原子力安全対策室を公害規制課の課内室とし，新たに原子力安全対策監を配置 環境管理課の企画調整係，審査係及び公害保健係を再編し，公害保健係と環境影響審査係に改組 公害規制課の計画係を環境計画係に変更 環境センターの管理部を庶務部と情報管理部に再編し，5部制とする
平元. 4. 1	環境管理課に参事（廃棄物担当）の配置 原子力安全対策室長（専任）の配置
平 3. 4. 1	環境管理課を環境政策課に，公害規制課を環境保全課に再編 環境政策課内に廃棄物対策室を設置
平 5. 4. 1	環境政策課廃棄物対策室を再編し，一般廃棄物係と産業廃棄物係に改組
平 7. 4. 1	環境政策課に屋久島環境文化村中核施設開館準備班を設置
平 8. 4. 1	環境生活部（保健環境部と県民福祉部との統合・再編）の設置 環境政策課に環境計画推進係を設置 環境政策課にあった自然保護係を環境保護課（自然保護係・自然公園係・野生生物係）に改組 環境保全課を環境管理課へ，廃棄物対策室を環境整備室へ改称
平 9. 4. 1	環境整備室を環境整備課に改組 環境担当の環境生活部次長の配置
平11. 4. 1	環境保護課に世界自然遺産会議開催準備班を設置
平12. 4. 1	環境センターと衛生研究所を統合し，環境保健センターに改組 （庶務部，環境保健部，微生物部，食品薬事部，大気部，水質部，放射線部）体制へ
平13. 4. 1	環境保護課に全国野鳥保護のつどい開催準備班を設置 環境政策課に環境対策専門員，環境整備課に環境整備専門員の配置

平14. 4. 1	環境管理課に環境管理専門員の配置
平15. 4. 1	環境整備課に監視指導班を設置
平15. 4. 22	県環境学習中核施設「生命と環境の学習館」開設
平16. 4. 1	環境整備課に管理型処分場整備班を設置
平17. 4. 1	原子力安全対策室が環境生活部から危機管理局へ移管 環境計画推進係を地球環境係へ改称
平18. 4. 1	環境整備課を廃棄物・リサイクル対策課へ改称し、リサイクル推進係を新設 川内環境監視センターと環境保健センター放射線部を統合して環境放射線監視センターに改称し、環境生活部から危機管理局へ移管
平19. 6. 1	廃棄物・リサイクル対策課に薩摩川内市駐在を設置
平21. 4. 1	環境部の設置 環境企画課，地球温暖化対策課，廃棄物・リサイクル対策課，自然保護課，環境保全課を設置 廃棄物・リサイクル対策課の薩摩川内市駐在を廃止し，管理型処分場建設推進センターを設置
平22. 4. 1	環境林務部（環境部と林務水産部との統合・再編）の設置 環境企画課と林務水産課（林務部門）を環境林務課へ改組，地球温暖化対策課に森林吸収源対策係を新設

2 鹿児島県環境行政組織

(平成22年4月現在)

